

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月27日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 神宮司 智 仁

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月11日から 令和 8年11月18日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年11月25日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年12月 9日 午前 9時50分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 8年12月 2日 午前 9時00分から 令和 8年12月 2日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月27日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	10,620,000 8,496,000	一括	2,124,000	84,428	21,164
1	760,000				
2	2,280,000				
3	7,580,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目
 地 番 56 番
 地 目 宅地
 地 積 39.81 平方メートル

- 2 所 在 知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目
 地 番 57 番
 地 目 宅地
 地 積 119.85 平方メートル

- 3 所 在 知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目 57 番地
 家屋 番号 57 番
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 43.47 平方メートル
 2 階 35.19 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 43.47 平方メートル
 2 階 約 37.67 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 9月28日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 神宮司 智 仁

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目
 地 番 56番
 地 目 宅地
 地 積 39.81平方メートル

- 2 所 在 知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目
 地 番 57番
 地 目 宅地
 地 積 119.85平方メートル

- 3 所 在 知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目 57番地
 家屋 番号 57番
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき2階建
 床 面 積 1階 43.47平方メートル
 2階 35.19平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 43.47平方メートル
 2階 約37.67平方メートル



令和 8 年(7)第 169 号

令和 8 年 6 月 26 日受理

令和 8 年 9 月 28 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 井 上 和 彦

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|----------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 | 知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目 | | |
| | 地 番 | 56 番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 39.81 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目 | | |
| | 地 番 | 57 番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 119.85 平方メートル | | |
| 3 | 所 在 | 知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目 57 番地 | | |
| | 家屋 番号 | 57 番 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 43.47 平方メートル | |
| | | 2 階 | 35.19 平方メートル | |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地(物件1、2) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	物件1及び2土地は、物件3建物の敷地及び駐車場として利用されている。		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☒ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☒ 床面積: 2階約37.67平方メートル(登記簿上35.19平方メートル)		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物配置図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 本件建物には私一人で住んでいます。妻が印鑑や権利証などを持って行ってしまったので、私の方で売却して、社員寮を備えた会社に就職しようと思ってもできないため困っています。 2 本件建物には、ロフトや屋根裏収納があります。リビングには床暖房も設置されています。子供部屋は、将来的に2つの部屋に分割できるように梁を備えています。 3 外構に関してですが、カーポート、物置、石積みなどが設置されていますが、これらは支払費用を節約するため、私自身が設置しました。 4 吹き抜けだったところに後から床を張り、物入れとロフトが設置されていますが、大工さんに吹き抜けを物入れやロフトにできるか相談したところ、できるとのことでしたのでしてもらいました。増築やリフォームはしていません。 5 本件建物内にある動産類は、自分で処分するか売却するなどするつもりです。 6 これまでに豪雨で敷地内に水が入ってきたり、床下浸水などしたことはありません。 7 物件3建物内でペットの飼育などはしていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1及び2土地並びに物件3建物の占有状況等は、債務者兼所有者の陳述及び現認状況から、2枚目のとおり認めた。
- 2 物件1及び2土地の南西部にカーポートが、南東部に簡易物置が設置されていた。債務者兼所有者によると、外構工事の費用を節約するため、債務者兼所有者自身で、カーポート、簡易物置、フェンスなどを設置したとのことであった。
- 3 境界標は西側道路とカーポートが接し、物件1及び2土地との境界付近（物件1土地北西端兼物件2土地南西端）と物件1土地南西端で確認できたが、それ以外の箇所で一見して確認できなかった。近隣者から境界のことで苦情を言われたりしたことはないとのことであった。物件1及び2土地は西側の舗装された町道にほぼ等高に接する。
- 4 大雨や集中豪雨などで敷地や建物に水が入ってきたりしたことはないとのことであった。
- 5 債務者兼所有者によると、物件3建物内でペットの飼育はしていないとのことであった。建物に不具合はないとのことであり、目立った損傷箇所等は確認されなかったが、全部事項証明書によると平成25年11月で約13年経過しており、経年相応の汚れや、傷み、劣化等が見られた。
- 6 リフォームや増築などはしていないとのことであったが、吹き抜けとして利用していた部分を塞いで、洋室②の東側物入に作り替えられているため、2階の床面積が約37.67平方メートルとなっている。
- 7 2階の洋室①及び同②にはロフトが設置されていた。
- 8 物件3建物には太陽光発電システムはないものの、リビングに床暖房が設置されていた。
- 9 庭木の枝が北側隣地及び西側町道に越境している。北東側隣地の雑草が物件2土地に越境している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

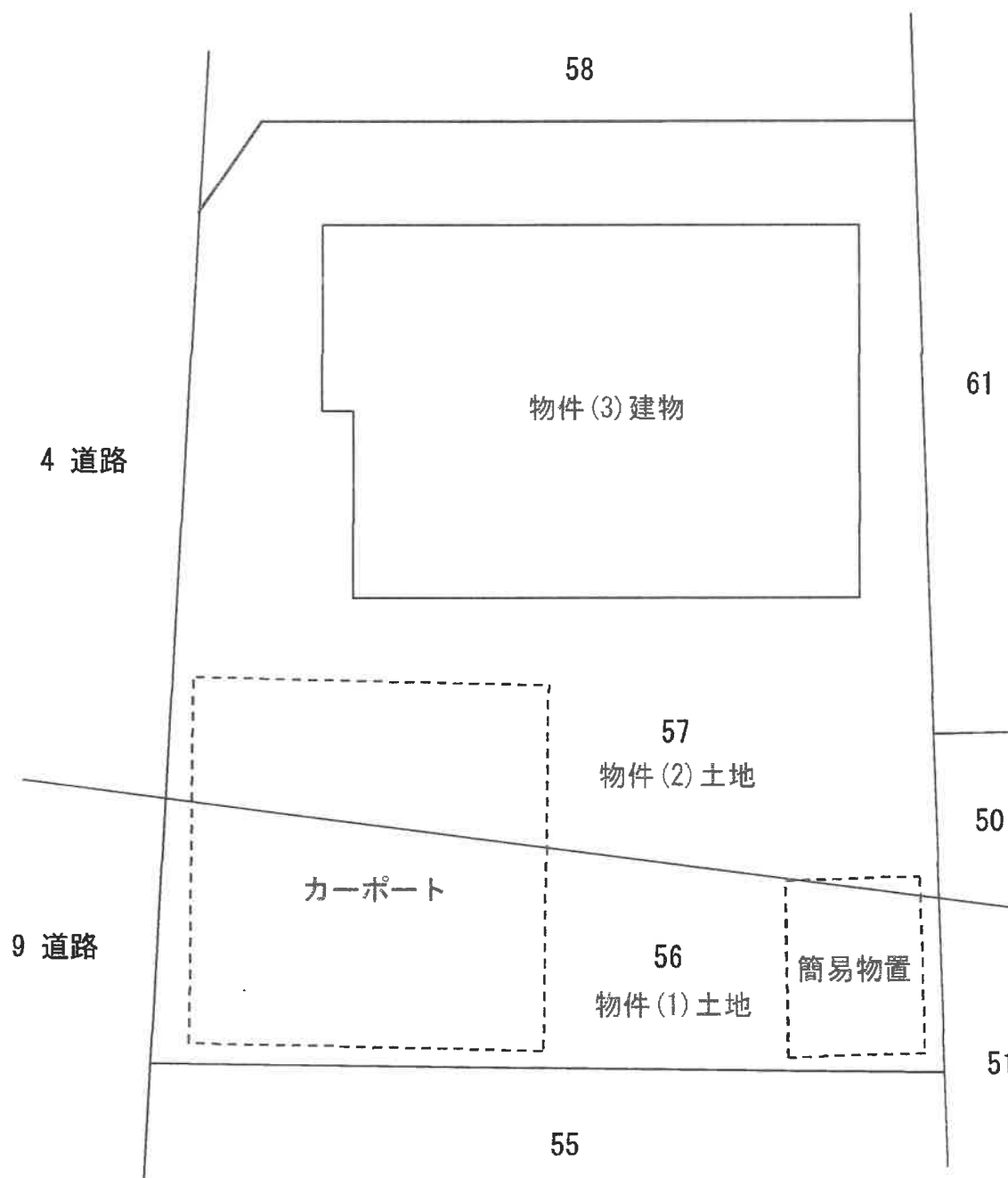
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月29日(月) 9:50-10:15	名古屋法務局半田支局	公図、建物図面、地積測量図等交付申請
8年7月2日(木) 15:30-15:50	物件所在地	物件調査、写真撮影(外観)、概測
8年7月3日(金)	郵便	武豊町役場に住民票交付申請書送付
8年7月8日(水)	執行官室	債務者兼所有者に対し、期日連絡通知書(7月16日午前10時00)を送付
8年7月10日(金)	執行官室	武豊町役場から住民票写が到着
8年7月16日(木) 10:00-11:15	物件所在地	立入調査、写真撮影(全室)、債務者兼所有者立会、評価人同行

(特記事項)

- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物配置図(概略)

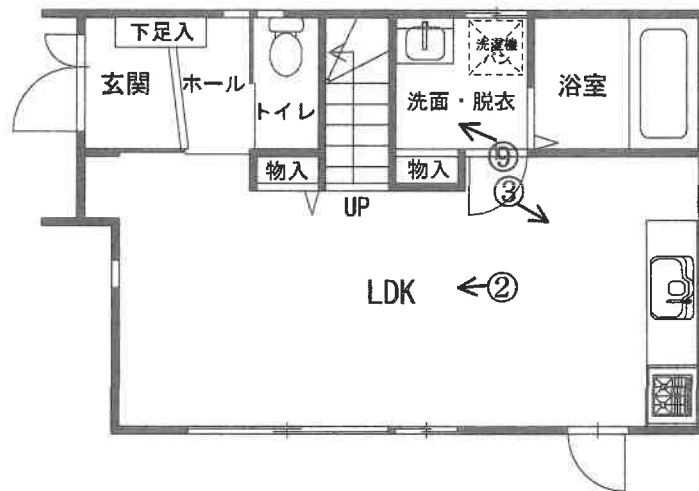


① ↗

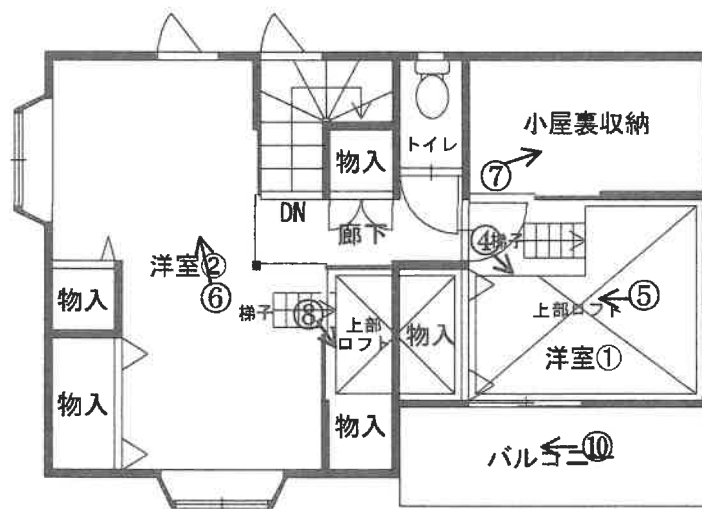
写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

(6 枚目)

建物間取図（概略）



【1階】



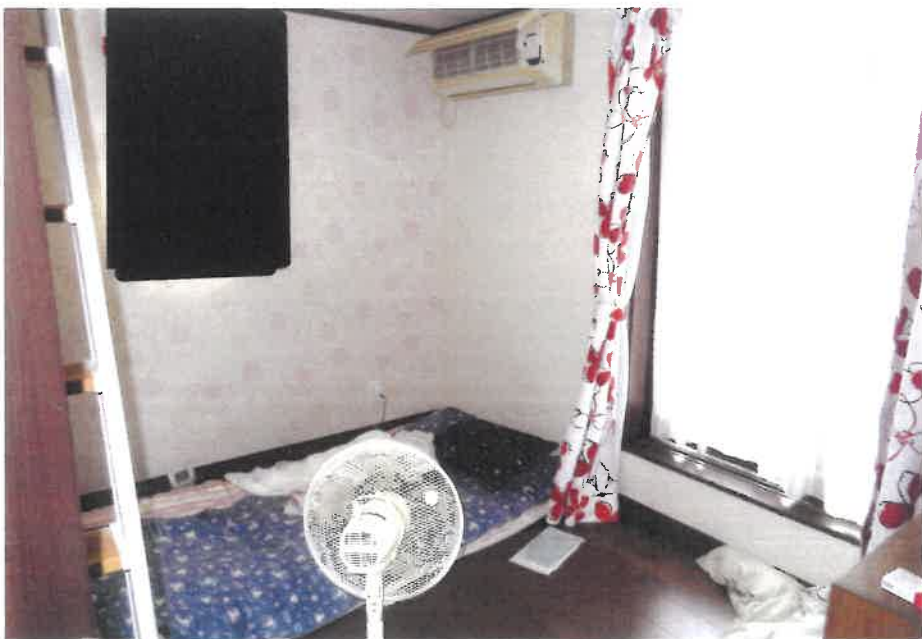
【2階】

写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号





③ 屋内の状況（キッチン）



④ 屋内の状況（洋室①）



⑤ 屋内の状況（洋室①上部ロフト）



⑥ 屋内の状況（洋室②）



⑦ 屋内の状況（小屋裏収納の様子）



⑧ 屋内の状況（洋室②の東側物入の様子）



⑨ 屋内の状況（洗面・脱衣）



⑩ バルコニーの様子

令和 8 年 (ケ) 第 1 6 9 号
令和 8 年 7 月 7 日 受 理
令和 8 年 7 月 1 6 日 現 地 調 査
令和 8 年 8 月 7 日 評 価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

児 玉 和 久

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1 0 , 6 2 0 , 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 7 6 0 , 0 0 0 円
物件2(土地)	金 2 , 2 8 0 , 0 0 0 円
物件3(建物)	金 7 , 5 8 0 , 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1, 2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目 56番 宅地 39.81㎡	同左
2	所在地 地番 地目 地積	知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目 57番 宅地 119.85㎡	同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	知多郡武豊町字梨子ノ木五丁目57番地 57番 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 43.47㎡ 2階 35.19㎡	特記事項記載のとおり
番号	特記事項		
3	吹き抜けが塞がれ、洋室②の東側物入に作り替えられているため、現況床面積は1階43.47㎡、2階約37.67㎡となっている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1，2）

位置・交通	名鉄河和線「上ゲ」駅の北西方・道路距離約1.4km (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅のほか、駐車場、農地等が見られる住宅地域である。土地区画整理地に挟まれた地域であるが、周辺の街路は狭く、雑然としており、行き止まりや車のすれ違いが困難な道路も見られる。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域(一部第一種低層住居専用地域) 60% 150% (一部100%) — 宅地造成等工事規制区域、砂防指定地、一部高さ制限10m
画地条件	地積 間口 奥行 形状 地勢	159.66㎡ 約 12.6 m 約 12.0 m ほぼ正方形 平坦地
接面道路の状況	西側幅員約4.8mの舗装町道(建築基準法第42条1項1号道路)にほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況等	物件3建物の敷地として利用されている。 東側隣地、南側隣地及び北側隣地は何れも一般住宅として利用されている。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 ガス配管 下水道	あり あり あり
土壌汚染の可能性の調査	過去の住宅地図等を調査した結果、昭和51年頃は農地、平成6年頃、平成24年頃は何れも空地として利用されていた模様であり、土壌汚染の存在の端緒は低いものと推測される。ただし、詳細は不明であり、専門家のサンプル調査が必要である。	
特記事項	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・受命物件の西側に位置する町道環状線と民地との東側道路境界から東方40m以内は第二種中高層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率150%)、40m超は第一種低層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率100%)、高さ制限10mとなっている。 ・物件1,2土地の南西部にカーポートが、南東部に簡易物置が設置されている。(写真撮影1,2参照)	

特記事項	・庭木の枝が北側隣地及び西側町道に越境している。(写真撮影1,2参照) ・北東側隣地の雑草が物件2土地に越境している。 ・建築計画概要書によると、建築確認申請時は第一種低層住居専用地域(建ぺい率30%,容積率50%)となっていた模様である。
------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成25年11月22日 新築 経 過 年 数 約13年 経済的残存耐用年数 約12年
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディングボード等 内 壁 クロス等 天 井 クロス等 床 フローリング、クッションフロア等 設 備 電気、上水道、公共下水道、都市ガス そ の 他 特になし
床面積（現況）	吹き抜けが塞がれ、洋室②の東側物入に作り替えられているため、現況床面積は1階43.47㎡、2階約37.67㎡となっている。
現況用途等	現況用途 居宅 間 取 り 2LDK+小屋裏収納 （附属資料8 建物間取図のとおり）
品 等	普通
保守管理 の 状 態	普通
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特 記 事 項	・立会人の陳述によれば、「ペットは飼っておらず、建物に不具合もない。LDKに床暖房が設置されている。2階の洋室①、②にはそれぞれロフトが設置されている。以前、吹き抜けとして利用していた部分を塞いで、物入として利用している。」模様である。 ・目立った損傷箇所等は確認されなかったが、経年相応の老朽化や汚損等が確認された。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1，2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	60,400	1.00	39.81	0.90	2,160,000
2	60,400	1.00	119.85	0.90	6,520,000
合計	—	—	159.66	—	8,680,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。（以下同じ）

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 武豊－9

$$\begin{array}{ccccccc} \text{地価公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 67,400 \text{ 円/㎡} & \times & 100.5 & / & 100 & \times & 100 & / & 102 & \times & 100 & / & 110 & = & 60,400 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位(東)1.02

◇地域格差：街路、交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：方位(西)1.00

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	200,000	81.14	0.40	6,490,000

ウ 現価率：

$$\begin{aligned} \bullet \text{現価率} &= [\text{残価率 } 5 \% + (1 - \text{残価率 } 5 \%) \times \{ \text{経済的残存耐用年数 } 12 \text{ 年} / (\text{経済的} \\ &\quad \text{残存耐用年数 } 12 \text{ 年} + \text{経過年数 } 13 \text{ 年}) \}] \times (1 - \text{観察減価等 } 20 \%) = 0.40 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,160,000	0.50	法定地上権	1,080,000
2	6,520,000	0.50	法定地上権	3,260,000
合 計				4,340,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 (円) ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)－ウ} ×エ×オ
1	2,160,000	－ 1,080,000		1.00	0.70	760,000
2	6,520,000	－ 3,260,000		1.00	0.70	2,280,000
3	6,490,000	＋ 4,340,000	0	1.00	0.70	7,580,000
一括価格 (合計)						10,620,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：特になし。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 : 武豊－9
所 在 : 知多郡武豊町字中根4丁目22番外
価 格 : 67,400円/㎡
位 置 : 名鉄河和線「上ゲ」駅の北西方道路距離約800m
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 185㎡
供給処理施設 : 水道、下水、ガス
接 面 街 路 : 東側5.5m町道に接面
用 途 指 定 等 : 第一種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率150%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅を中心に共同住宅も見られる住宅地域

第7 附属資料

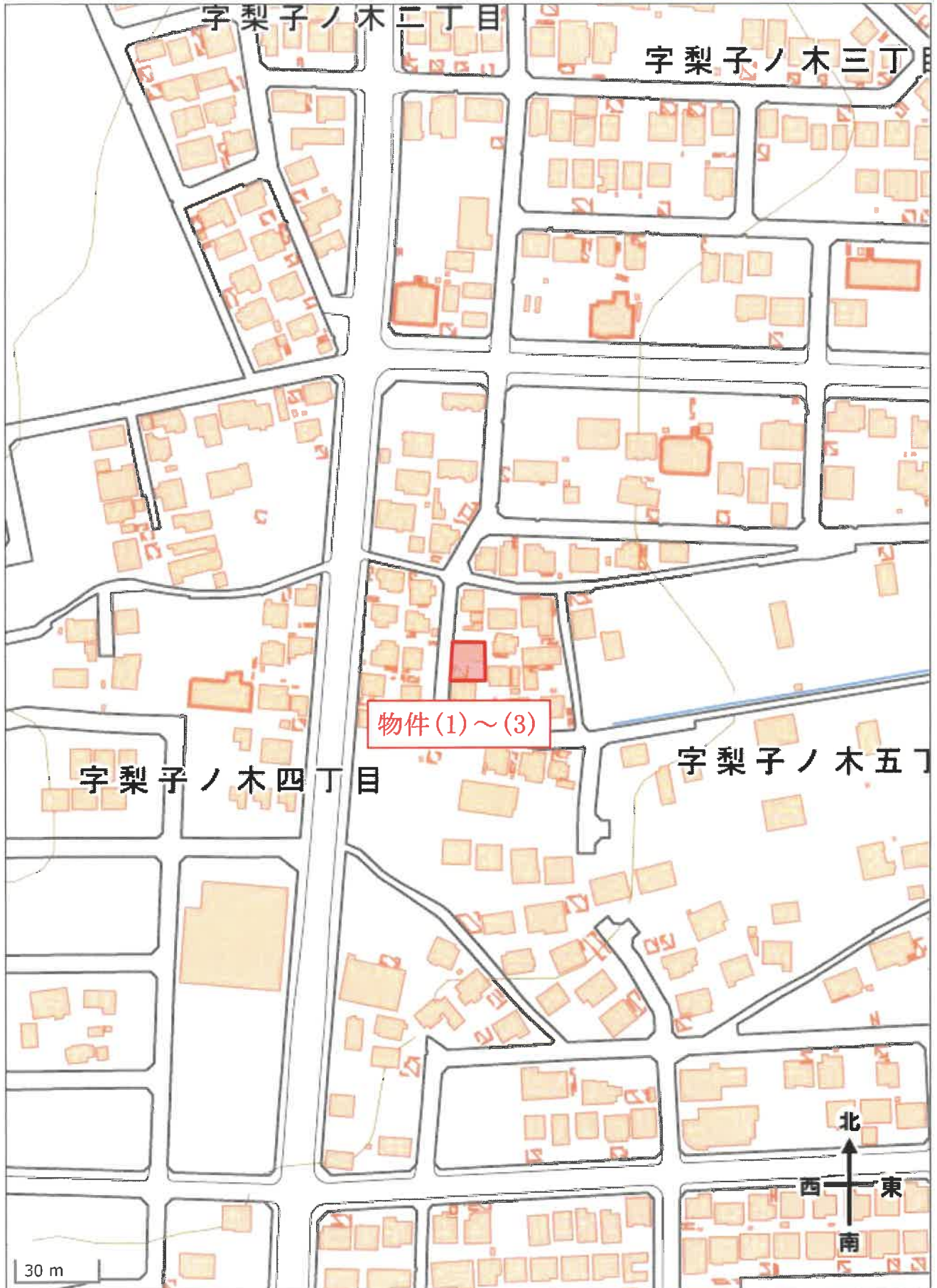
- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図(概略)
- 7 各階平面図(概測)
- 8 建物間取図(概略)
- 9 現況写真

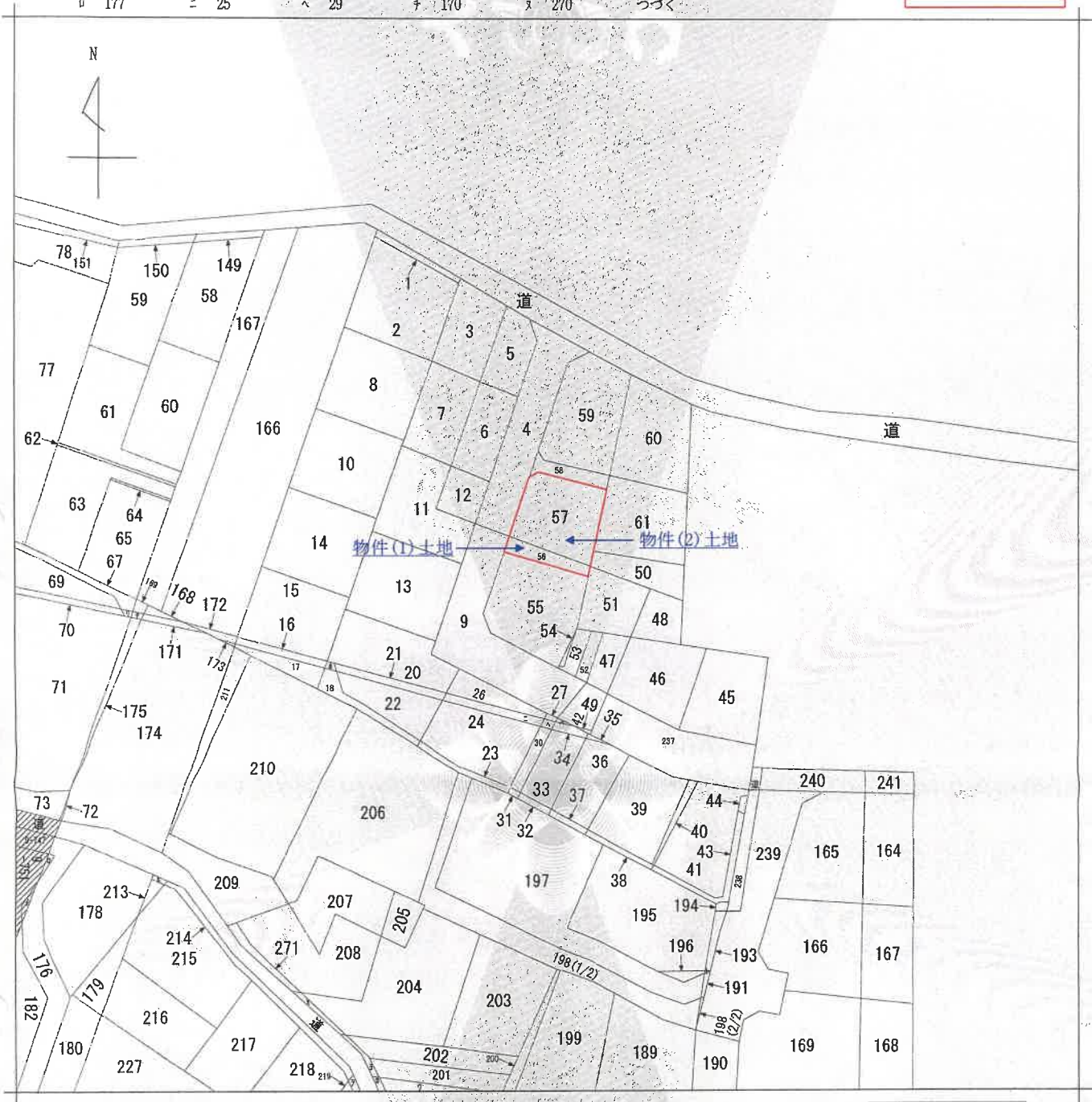
以 上

位置図



付近案内図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。



A 宇梨子ノ木
B 宇梨子ノ木
C 宇梨子ノ木
D 宇梨子ノ木
E 宇梨子ノ木

請 求 部 分	所 在	知多郡武豊町梨子ノ木五丁目				地 番	56番			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)				補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局半田支局管轄)

令和8年5月12日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：7-1

(1/2)

7 272
7 185
2 268
3 269



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
名古屋法務局半田支局

前16-41後新16-41、16-53~16-55、16-77

0409510

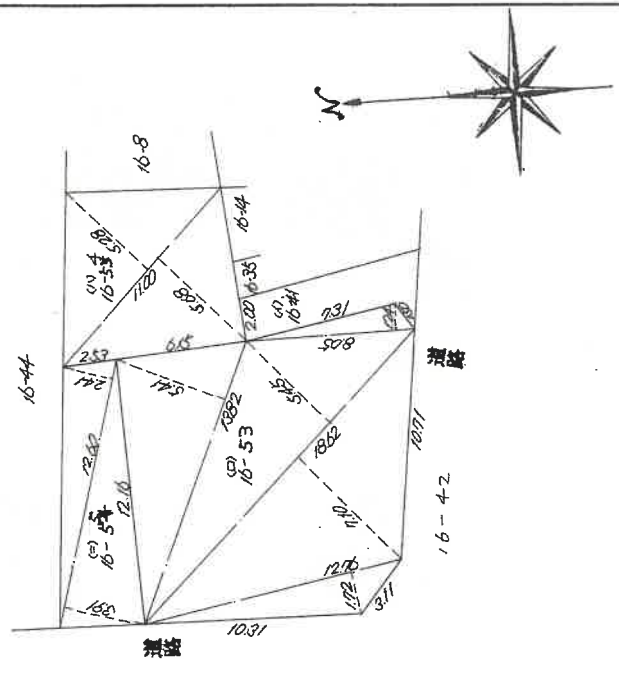
地積測量図

地番 16-53、16-54
16-55、16-41

土地の所在 知多郡武豊町字梨3木16番41

求積表

- (1) 16-53
 $13.62 \times 5.41 = 74.7652$
 $18.62 \times 5.45 = 101.479$
 $18.62 \times 7.10 = 132.202$
 $12.70 \times 1.72 = 2.1944$
 $8.08 \times 1.24 = 9.9982$
計 340.3764
 $\frac{1}{2} 170.1882$
(2) 16-54
 $11.00 \times 5.28 = 58.08$
 $11.00 \times 5.68 = 62.48$
計 120.56
 $\frac{1}{2} 60.28$
(3) 16-55
 $12.60 \times 2.41 = 30.366$
 $12.60 \times 3.91 = 49.266$
計 79.632
 $\frac{1}{2} 39.816$
(4) 16-41残地
 $285.97 - (170.1882 + 60.28 + 39.816) = 15.6838$



A4判に縮小

作成者	申請人	縮尺	1/200
日作成		55.6.12	

(1) 令和3年10月6日
所在 字梨子ノ木16番41を字梨子ノ木5丁目
53番に変更
所在 字梨子ノ木16番53を字梨子ノ木5丁目
55番に変更
所在 字梨子ノ木16番54を字梨子ノ木5丁目
51番に変更
所在 字梨子ノ木16番55を字梨子ノ木5丁目
56番に変更
令和3年8月7日変更

A 4 判 に 縮 小

(1) 令和3年10月6日
所在 字梨子ノ木16番44を字梨子ノ木5丁目58番に
梨子ノ木5丁目59番に、所在 字梨子ノ木16番58を字
16番59を字梨子ノ木5丁目60番に、所在 字梨子ノ木
1番に、所在 字梨子ノ木16番60を字梨子ノ木5丁目6
子ノ木5丁目50番に、所在 字梨子ノ木16番61を字
6番62を字梨子ノ木5丁目57番に、所在 字梨子ノ木
令和3年8月7日変更

A 4判に縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局平田支局管轄)

令和8年5月12日

東京法務局中野出張所

登記官

建物図面図

16番62

家屋番号

知多郡武豊町字梨子ノ木16番地62

建物の所在

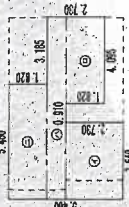
別記第二号（第七十四条第三項関係）

1階

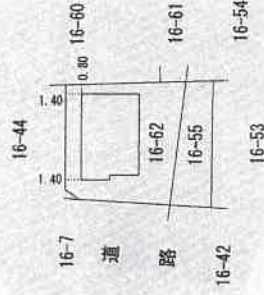


求積表	
④	$7.735 \times 2.730 = 21.116550$
⑤	$8.190 \times 2.730 = 22.358700$
合計	43.475250
床面積	43.47 m ²

2階



求積表	
④	$3.640 \times 2.730 = 9.937200$
⑤	$4.095 \times 1.820 = 7.452900$
⑥	$8.645 \times 0.910 = 7.868950$
⑦	$5.460 \times 1.820 = 9.937200$
合計	35.194250
床面積	35.19 m ²



作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

A 4判に縮小

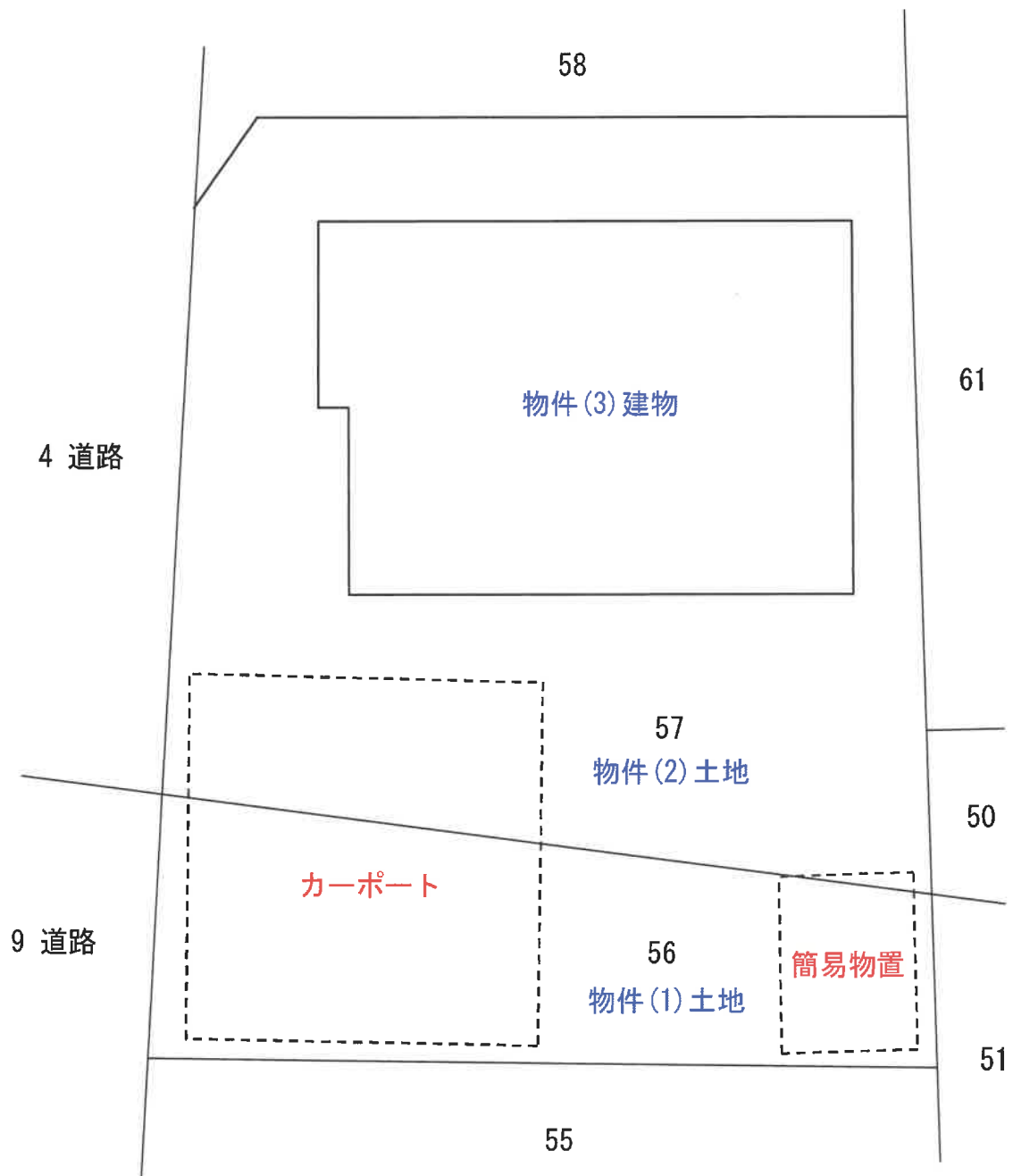
(平成25年7月22日作成)

(三豊県土地家屋調査士会)

- (1) 令和3年10月28日
令和3年8月7日学区変更により
所在 知多郡武豊町字梨子ノ木5丁目57番地
家屋番号 57番
に変更。

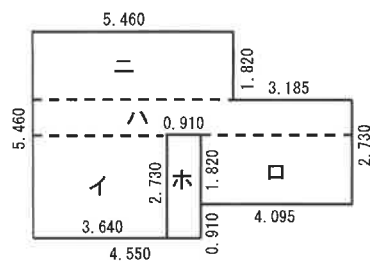
A 4 判に縮小

土地建物配置図(概略)



各階平面図(概測)

2階



【既存建物】

イ	$3.640 \times 2.730 = 9.937200$
口	$4.095 \times 1.820 = 7.452900$
ハ	$8.645 \times 0.910 = 7.866950$
ニ	$5.460 \times 1.820 = 9.937200$
計	35.194250

【増築部分】

$$\text{ホ} \quad 0.910 \times 2.730 = \text{約}2.484300$$

【床面積】

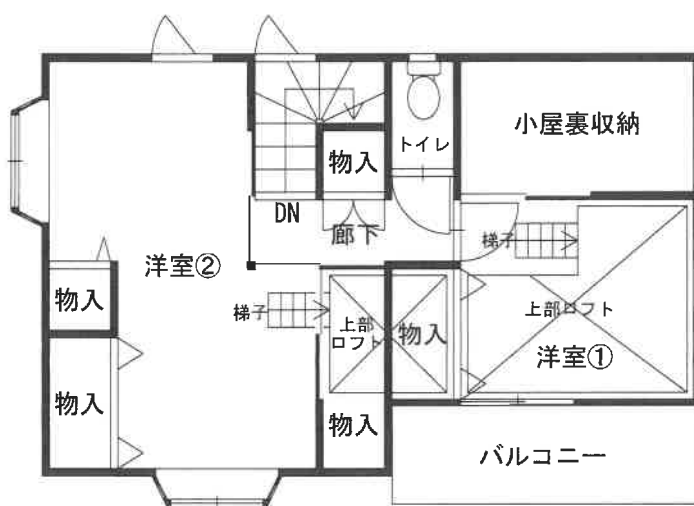
$$35.194250 + \text{約}2.48430 = \text{約}37.67855$$

床面積約37.67m²

建物間取図(概略)



【1階】



【2階】



写真撮影 1



写真撮影 2